

前金払制度の改正について

市が発注する工事について、工事請負者の資金調達の円滑化を図るために、中間前金払制度を導入するとともに、前金払の支払限度額を撤廃いたします。

1 中間前金払の概要

当初の前払金に追加して、工事の中間段階で、契約金額の10分の2以内の中間前払金を支払います。

2 中間前金払の対象となる工事

対象となる工事は、契約金額が500万円以上の工事請負契約で、当初の前払金を利用しているものが対象となります。

3 中間前金払ができる要件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 実施時期

平成24年4月1日以降に締結した契約から適用します。

5 中間前金払の請求手続の流れ

- (1) 「中間前金払認定請求書(様式第3号)」に「工事履行報告書」及び「実施工程表」を添付して発注者に提出。
- (2) 中間前金払ができる要件を確認して、「中間前金払認定調書(様式第4号)」を請負業者に発行。
- (3) 保証会社へ中間前払金の保証の申し込み。
- (4) 保証会社による保証証書の発行。
- (5) 「中間前金払請求書(様式第2号)」に保証証書を添付して発注者に提出。
- (6) 中間前払金の支払い。